

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

田原本町の人口は、平成 17(2005)年まで 緩やかな増加傾向を示していたが、この年の国勢調査の 33,424 人をピークに減少傾向に転じており、令和 6 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳では 31,464 人になった。また生産年齢人口(15～64 歳)の割合は平成 7(1995)年から低下を続けている一方で 65 歳以上の高齢者の割合は上昇を続けている。

産業別就業人口（令和 2 年国勢調査）は第 1 次産業従事者 479 人（3.3%）、第 2 次産業従事者 3,621 人（25.3%）、第 3 次産業従事者 9,677 人（67.5%）、その他 559 人（3.9%）となっている。製造業では、製造品出荷額が約 494 億円（令和 2 年工業統計）となっており、内訳としては食料品や金属製品、生産用機械器具の占める割合が多くなっている。本町の商工業は高齢化や後継者不足等により年々事業所が減少傾向にあり、地域の活性化に向けた喫緊の課題となっている。

今後、さらに深刻化が予想される少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る。

(2) 目標

課題とする少子高齢化や人手不足等に対し、先端設備等導入を促すことによる対応を図る。先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性が向上することにより、事業環境の改善及び、経営の安定化につなげ、商工業の振興を図る。

認定事業者数の目標を年間 5 件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

田原本町内にある事業者の事業内容は、繊維業をはじめプラスチック製品製造業、食品製造業等多岐に渡る。町内事業者全体の生産性向上を目指すため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

ただし、町内中小企業者の設備投資の促進及び雇用創出の観点から、町内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所の敷地内において導入する設備に限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

田原本町の事業者は町内各地に点在するため、田原本町内における全ての地域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

田原本町の事業者全体の生産性向上を目指すため、業種を限定することなく全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 町税の滞納がないこと。